

警備員等の検定の実施等に関する規則をここに公布する。

警備員等の検定の実施等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき行う警備員又は警備員になろうとする者の検定の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

(実技試験を行う者の指定)

第2条 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第6条第3項に規定する実技試験を行うことができる警察職員の指定は、検定実技試験員指定書(別記様式)を交付して行うものとする。

(成績証明書の書換え及び再交付の申請)

第3条 検定規則第12条第1項又は第2項に規定する成績証明書書換え申請書又は成績証明書再交付申請書は、当該申請者の住所地又は当該申請者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出するものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、警備員又は警備員になろうとする者の検定の実施等に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成17年11月21日から施行する。

別記様式(第2条関係)

別記様式(第2条関係)

検定実技試験員指定書	
あなたを	検定の実技試験員に指定します
年 月 日	
鹿児島県公安委員会 	